

# 可児市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R5.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)3年度 の人件費率
4年度	100,612人	36,233,940 千円	2,597,671 千円	4,579,739 千円	12.6%	13.1%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	474人	1,613,143 千円	346,950 千円	642,909 千円	2,603,002 千円	5,492 千円	6,038 千円

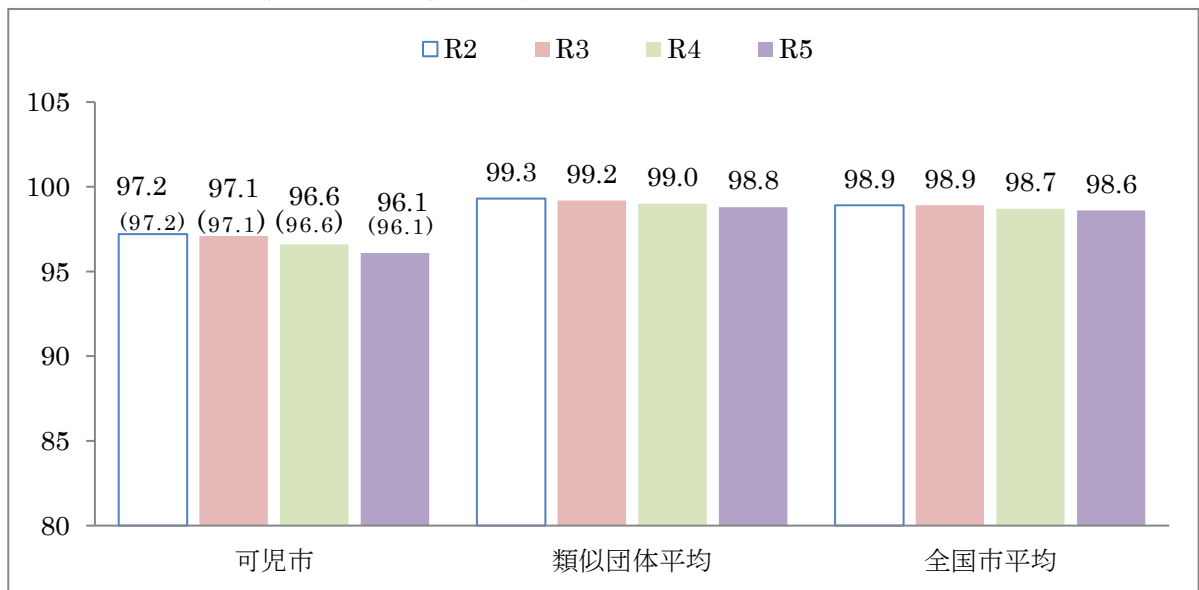
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体のことで、可児市はⅢ-2に分類される。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の補正率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

##### ① 給料表の見直し

(内容) 初任給は、民間との間に差があること等を踏まえ、大卒に係る初任給を11,000円、高卒に係る初任給を12,000円引上げ。初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定。(平均改定率1.1%)。

##### ② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%に対し、可児市においても3%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%を支給。平成28年4月1日から3%を支給。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度～令和4年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%
可児市の支給割合	0%	1%	2%	3%

##### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

(注)岐阜県及び国の数値については、総務省の通知があり次第更新する。以降の各項目について同様である。なお、民間数値についても同様である。

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	43.6歳	307,600円	370,992円	339,579円
岐阜県	42.8歳	325,421円	403,581円	359,816円
国	42.4歳	322,487円	—円	404,015円
類似団体	42.4歳	317,992円	397,290円	353,521円

#### ② 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	37.5歳	274,900円	348,138円	293,791円
国	42.0歳	352,263円	—円	428,330円
類似団体	37.0歳	281,810円	369,434円	307,656円

③ 医療職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	36.9歳	271,900円	299,715円	284,304円
国	47.8歳	321,176円	—円	360,574円
類似団体	40.3歳	302,382円	378,260円	322,951円

④ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	33.2歳	244,300円	290,872円	261,751円
国	44.2歳	337,885円	—円	387,943円
類似団体	37.5歳	281,626円	324,611円	301,952円

⑤ 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類	平均年齢	平均給与月額 (B)	
可児市	52.0歳	7人	250,600円	275,086円	264,429円	—	—	—	—
うち清掃職員	57.8歳	1人	304,700円	342,400円	329,300円	清掃等 従事者	49.1歳	241,700円	1.42
うちその他職員	51.0歳	6人	241,600円	263,933円	253,667円	—	—	—	—
岐阜県	47.6歳	117人	267,973円	310,125円	283,525円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	53.6歳	39人	311,898円	346,859円	326,774円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
可児市	—	—	—
うち清掃職員	5,474,300円	3,253,900円	1.68
うちその他職員	4,247,800円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

## ⑥教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
可児市	41.9歳	355,000円	427,175円	388,288円
岐阜県	41.3歳	358,784円	397,766円	—
類似団体	41.2歳	308,604円	350,830円	—

1「平均給料月額」とは、4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		可児市	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	206,000円	185,200円
	高校卒	154,600円	187,700円	154,600円
医療職	大学卒	175,600円～	177,400円～	170,500円～
	短大卒	195,500円	218,600円	216,000円
福祉職	大学卒	191,200円	—	191,200円
	短大卒	176,900円	—	176,900円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

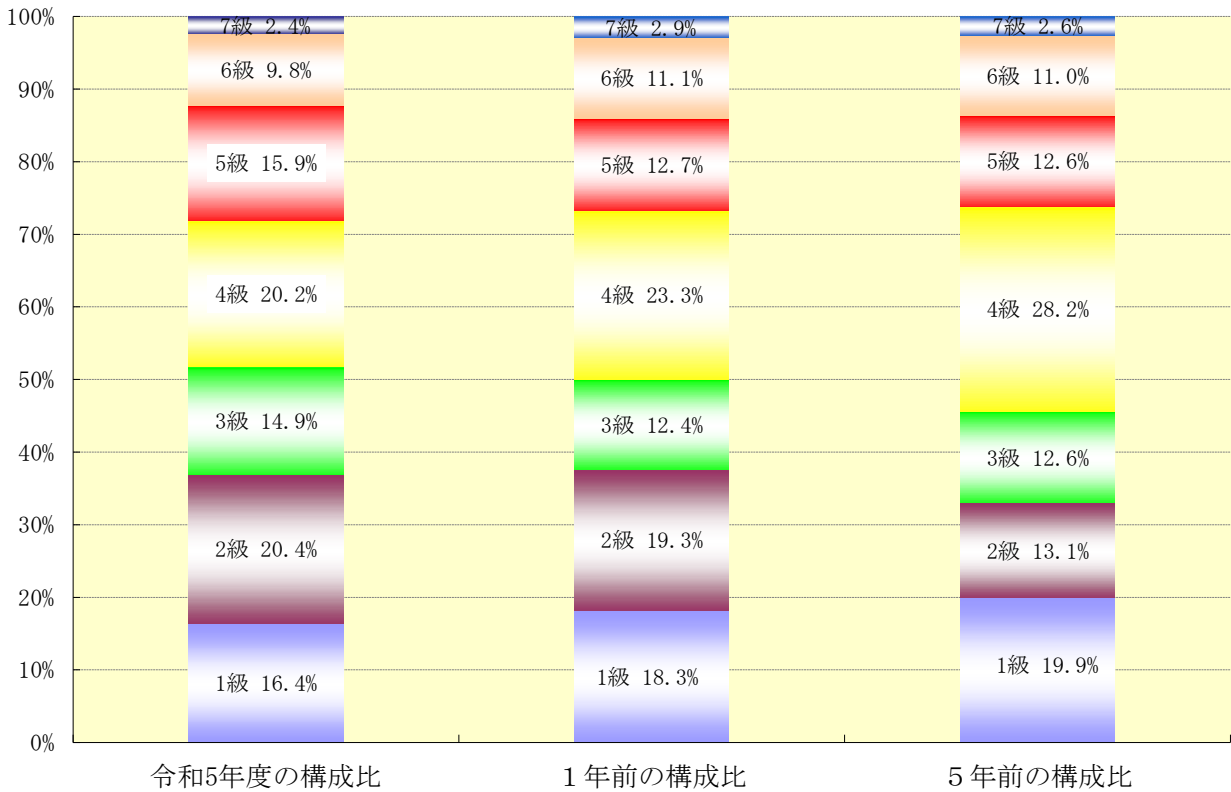
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,438円	343,125円	374,725円	388,593円
	高校卒	252,200円	—	324,800円	388,200円

技能労職及び教育職は該当者無し若しくは少数であるため、掲載を省略する。

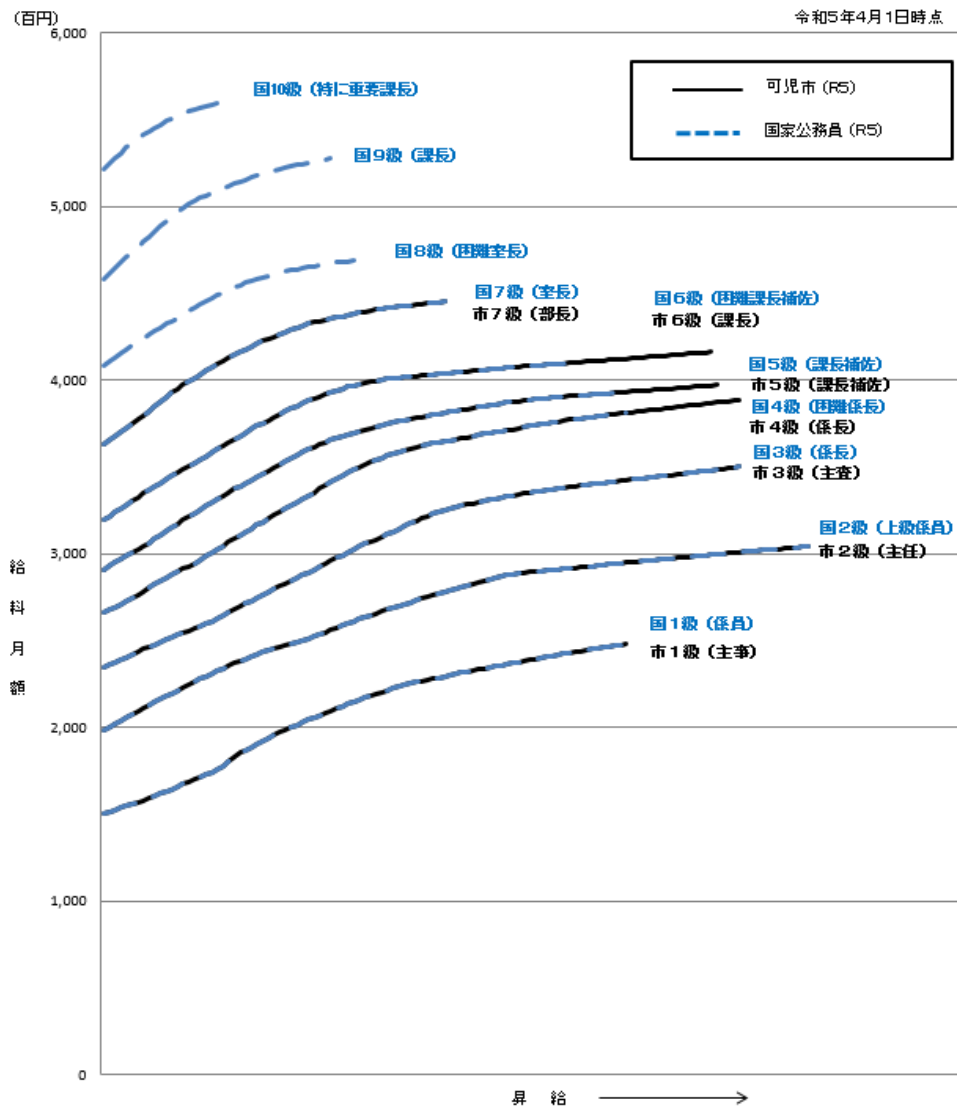
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	9	2.4%	362,900円	444,900円
6級	課長	37	9.8%	319,200円	416,000円
5級	課長補佐	60	15.9%	290,700円	397,000円
4級	係長・主任主査	76	20.2%	266,000円	388,500円
3級	主査	56	14.9%	234,400円	350,000円
2級	主任	77	20.4%	198,500円	304,200円
1級	主事	62	16.4%	150,100円	247,600円



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



### (3) 昇給への人事評価の活用状況

全職員において人事評価の結果を反映しています。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末・勤勉手当（令和5年4月1日現在）

可児市	岐阜県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,416千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,653千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.4月分 2.0月分 特定管理職員 2.0月分 2.4月分 再任用職員 1.35月分 0.95月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.4月分 2.0月分 管理・監督職員 2.0月分 2.4月分 再任用職員 1.35月分 0.95月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.4月分 2.0月分 管理・監督職員 2.0月分 2.4月分 再任用職員 1.35月分 0.95月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

#### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

勤勉手当は、主任職以上には人事評価の結果に基づく成績率を適用しています。

### (2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

可児市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.670月分	24.587月分	勤続20年	19.670月分	24.587月分
勤続25年	28.040月分	33.271月分	勤続25年	28.040月分	33.271月分
勤続35年	39.758月分	47.709月分	勤続35年	39.758月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
自己都合 4,433千円			自己都合 4,433千円		
定年 21,993千円			定年 21,993千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		56,004千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		108,956円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
可児市	3%	513人	3%
岐阜市	6%	1人	6%

#### (4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		356千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		44,438円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		1.6%	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
不快手当	環境課職員 福祉支援課職員	犬・猫等の死体を処理する業務	1件 500円
福祉手当		行旅病人を収容する業務	1件 1,000円
		行旅死亡人の収容、処理に関する業務	1件 2,000円
		消毒その他の感染症防疫作業に係る業務	1日 500円
危険手当		野犬等を捕獲する業務	1件 300円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	154,476千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	353千円
支給実績（3年度決算）	146,602千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	332千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度との異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 (3)満60歳以上の父母、祖父母及び孫 6,500円 (4)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6,500円 (5)重度心身障がい者 6,500円	同	—	44,399千円	249,434円
住居手当	(1)月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2)月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(上限17,000円)を11,000円に加算した額	同	—	22,326千円	282,605円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、55,000円を超えることはできない	同	—	25,451千円	63,947円
管理職手当	職務の級7級1種 77,400円 6級1種 72,700円 6級2種 62,300円 6級3種 51,900円 5級及び4級2種 55,500円 5級及び4級3種 49,600円	同	—	55,397千円	710,215円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給	同	—	1,494千円	1回4,400円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等に勤務した場合	同	—	1,069千円	13,705円



## 5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	市 副市長	920,000円	780,000円	(参考)類似団体における最高/最低額			
				市長 最高1,073,000円 最低884,000円	副市長 最高881,000円 最低708,000円		
報酬	議 議長 副 議長 議 議員	480,000円	425,000円 400,000円	議長 最高630,000円 最低452,000円			
				副議長 最高550,000円 最低390,000円			
				議員 最高520,000円 最低370,000円			
期末手当	市 副市長	(令和4年度支給割合) 4.4月分					
	議 副議長	令和3年度は国に準じて一般職職員が期末手当の引下げを見送ったため、令和4年6月に当該引下げ相当額を減額した。					
退職手当	市 副市長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
		920,000円×在職年数×500/100	780,000円×在職年数×300/100	18,400,000円 9,360,000円	任期毎に支給 任期毎に支給		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

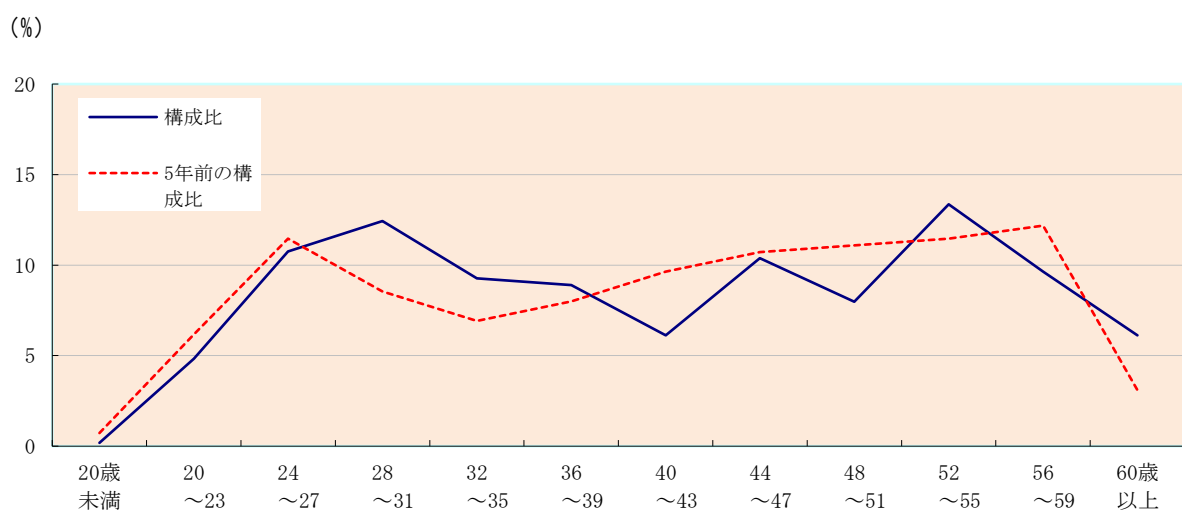
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	業務増による職員の増員 短時間勤務職員の増加 業務増による職員の増員 事務の統廃合縮小 <参考> 人口1万当たり職員数 40.75人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 50.71人)
		総務・企画	150	151	1	
		税務	36	36	0	
		民生	108	107	▲1	
衛生		41	41	0		
労働						
農林水産		12	13	1		
商工	14	14	0			
土木	45	42	▲3			
	計	412	410	▲2		
	教育部門	62	65	3	業務増による職員の増員	
	小 計	474	475	1	<参考> 人口1万当たり職員数 47.21人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 68.46人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	13	13	0	業務増による職員の増員 短時間勤務職員の増加	
	下 水 道	10	11	1		
	そ の 他	41	40	▲1		
	小 計	64	64	0		
合 計		538 [596]	539 [596]	1	<参考> 人口1万当たり職員数 53.57人	

(注) ※職員数は一般職に属する職員数である。

※[ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	26人	58人	67人	50人	48人	33人	56人	43人	72人	52人	33人	539人

## (3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数
一般行政	413	425	425	417	412	410	▲3
教育	70	64	61	61	62	65	▲5
普通会計	483	489	486	478	474	475	▲8
公営企業等会計	67	64	63	64	64	64	▲3
総合計	550	553	549	542	538	539	▲11

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	2,160,195千円	353,454千円	45,185千円	2.09%	2.20%

- (注) 1 職員給与費は、収益的支出職員 7人分の額で算出している。資本的支出職員 6人分の職員給与費は 49,808千円である。  
2 金額は税抜き表示である。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	4年度団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	13人	45,724千円	8,773千円	17,978千円	72,475千円	5,575千円	6,017千円

- (注) 1 職員手当には退職手当金、児童手当を含まない。  
2 職員数については、令和 5 年 3 月 31 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。  
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員委員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。  
4 金額は、税込表示である。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
可児市	46.7歳	313,423円	463,891円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

##### ア 期末手当・勤勉手当

可児市			団体平均		
1人当たり平均支給額（4年度） 1,383千円			1人当たり平均支給額（4年度） 1,437千円		
（年度支給割合）					
	期末手当	勤勉手当			
一般職員	2.4月分	2.0月分	-		
特定管理職員	2.0月分	2.4月分			
再任用職員	1.35月分	0.95月分			
（加算措置の状況）					
職制上の段階、職務の級等による加算措置			-		
・ 役職加算 5～20%					

- (注) 令和 3 年度は国に準じて期末手当の引下げを見送ったため、令和 4 年 6 月に当該引下げ相当額を減額した。

イ 退職手当 4-(2)に同じ

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		1,465千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		112,691円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
可児市	3%	13人	3%

エ 特殊勤務手当 制度は、4-(4)に同じ。4年度の支給実績なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	2,167千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	217千円
支給実績（3年度決算）	3,108千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	311千円

（注） 職員1人当たり平均支給年額は、令和5年3月31日現在の総職員数から管理職員を除いた人数で算出。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との制度との異同	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 (3)満60歳以上の父母、祖父母及び孫 6,500円 (4)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6,500円 (5)重度心身障がい者 6,500円	同	1,705千円	284,167円
住居手当	(1)月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2)月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（上限17,000円）を11,000円に加算した額。	同	654千円	327,000円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、55,000円を超えることはできない。	同	1,087千円	90,594円
管理職手当	職務の級7級1種 77,400円 6級1種 72,700円 6級2種 62,300円 6級3種 51,900円 5級及び4級2種 55,500円 5級及び4級3種 49,600円	同	1,586千円	528,600円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に勤務した管理職手当支給対象職員に支給	同	0円	0円

## (2) 下水道事業

注) 以下の数字は、地方公営企業決算状況調査に合わせるため、人数には部長及び上下水道料金課長は含まないが、給料、手当等の金額には、水道事業との折半分が含まれています。

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	2,331,799千円	519,544千円	58,685千円	2.52%	2.63%

(注) 1 職員給与費は、収益的支出職員 6人分の額で算出している。資本的支出職員 2人分の職員給与費は 14,259千円である。なお、管理職及び上下水道料金課長分は上水道事業と半分ずつ負担している。

2 金額は税抜き表示である。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	4年度団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	8人	39,212千円	6,411千円	16,264千円	61,887千円	7,736千円	5,935千円

(注) 1 職員手当には退職手当金、児童手当を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。管理職及び上下水道料金課長分は水道事業に含むため下水道事業には含まない。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 金額は、税込表示である。

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
可児市	47.4歳	434,179円	644,649円
団体平均	44.3歳	330,766円	493,186円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③ 職員の手当の状況(令和5年4月1日現在)

#### ア 期末手当・勤勉手当

可児市			団体平均	
1人当たり平均支給額(4年度)			1人当たり平均支給額(4年度)	
2,033千円			1,424千円	
(4年度支給割合)				
	期末手当	勤勉手当		
一般職員	2.4月分	2.0月分	-	
特定管理職員	2.0月分	2.4月分		
再任用職員	1.35月分	0.95月分		
(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等による加算措置			-	
・役職加算 5~20%				

(注) 令和3年度は国に準じて期末手当の引下げを見送ったため、令和4年6月に当該引下げ相当額を減額した。

イ 退職手当 4-(2)に同じ

ウ 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (4年度決算)		1,266千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)		158,191円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
可児市	3%	8人	3%

エ 特殊勤務手当 制度は、4-(4)に同じ。4年度の支給実績なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (4年度決算)	1,428千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)	204千円
支給実績 (3年度決算)	1,978千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)	247千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額は、令和5年3月31日現在の総職員数から管理職員を除いた人数で算出。

カ その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との制度との異同	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 (3)満60歳以上の父母、祖父母及び孫 6,500円 (4)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6,500円 (5)重度心身障がい者 6,500円	同	1,205千円	301,125円
住居手当	(1)月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2)月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(上限17,000円)を11,000円に加算した額。	同	511千円	510,900円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、55,000円を超えることはできない。	同	416千円	83,160円
管理職手当	職務の級7級1種 77,400円 6級1種 72,700円 6級2種 62,300円 6級3種 51,900円 5級及び4級2種 55,500円 5級及び4級3種 49,600円	同	748千円	747,600円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に勤務した管理職手当支給対象職員に支給	同	0千円	0千円

(注) 管理職手当及び管理職特別勤務手当は、下水道課長1人分で1人当たりを計算している。

## 8 職員の任免について

### (1) 退職の状況

区分	定年	自己都合等	公務外 死亡・傷病	応募認定	割愛(※1)	任期満了 (※2)	合計
令和5年度	2	9	0	0	5	9	25

(※1) 割愛とは、公務員が身分を移すことをいう。

(※2) 任期付職員及び再任用職員の任期満了者（短時間勤務の者を除く。）

### (2) 採用の状況(令和5年4月1日)

区分	一般事務職			土木技術職		建築技術職	保健師	福祉支援員	保育士	司書	割愛
	上級	初級	初級身体障がい者	上級	初級						
令和5年度	12	0	0	0	0	2	1	0	4	1	6

任期付職員(※3)	再任用職員(※4)	合計
0	0	26

(※3) 一定期間、一定の専門性を有するものを採用した場合の当該職員を任期付職員という。（短時間勤務の者を除く。）

(※4) 再任用職員とは、退職したもののうち勤務成績等を勘案し、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、任用する職員のことをいう。

## 9 職員の人事評価について

平成12年度から全職員を対象に人事評価を実施

### ①目的

- ア. 組織全体のマネジメント体質の強化
- イ. 職員の能力開発
  - ・OJT(On The Job Training)による目標達成を通じての人材育成
  - ・管理監督者の指導育成力の向上
- ウ. 公正な人事の確保
  - ・意欲、チャレンジ精神の高揚
  - ・能力・適性にあった職員の適正配置

### ②評価結果の具体的活用例

- ア. 主任職以上の勤勉手当の成績率査定
- イ. 課長、係長、主任主査、主査への昇任・昇格試験等の得点
- ウ. 職員の昇格、降任・降格及び昇給の査定
- エ. 適材適所の人事異動や能力開発施策の基礎資料等

## 10 勤務時間その他の勤務条件について

区分	勤務時間等
1週間の勤務時間	38時間45分 午前8時30分～午後5時15分 ※出先機関等については、各施設の開館時間に準じ、交替勤務等を実施しています。
休憩時間	12時～13時
育児・介護のための早出・遅出	28年度から開始
フレックスタイム制度	なし

## 1.1 休業に関する状況について

### (1) 年次有給休暇

休暇日数等の概要	令和5年実績
全職員に対し、1年につき20日間付与（最大20日を翌年に繰越し）	平均取得日数 14.0日

### (2) 病気休暇

休暇日数等の概要	令和5年度実績
職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、必要最小限の期間	172件

### (3) 特別休暇

休暇の概要	付与日数（限度日数）
選挙権その他公民としての権利を行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液を提供する場合の休暇	必要と認められる期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合の休暇	5日
結婚休暇	6日
産前休暇	分娩予定日前6週間目から
産後休暇	分娩日後8週間
生後1年に達しない生児の保育のために授乳等を行う場合の休暇	1日2回、30分以内の期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	1日につき1時間を超えない範囲内の期間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導等を受ける場合の休暇	必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合で、付添い等のための休暇	2日
妻の産前6週間・産後8週間の期間中に出産に係る子または上の子（小学校就学前）の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	5日
小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇	5日
要介護者の介護を行うための休暇	5日（介護者の人数に応じて最長10日）
忌引の休暇	親族に応じ1日から7日
父母の追悼のための特別な行事のための休暇	1日
夏季休暇	6月から10月の期間に4日
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合の当該住居の復旧作業等のための休暇	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合の休暇	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	必要と認められる期間

### (4) 介護休暇

休暇日数等	令和5年度実績
負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある親族の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6月の期間内	0人



## (5) 育児休業

休暇日数等	令和5年度実績
当該職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで	45人

## (6) 部分休業

休暇日数等	令和5年度実績
当該職員が、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと	17人

## (7) 育児短時間勤務

休暇日数等	令和5年度実績
当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで	2人

## 1.2 職員の分限及び懲戒処分について

### (1) 分限処分 (令和5年度)

免職	休職	降任
0件	3件	0件

※分限処分とは、公務能率の維持を目的に、職員がその職責を十分に果たすことができないなど、一定の事由がある場合に行なう処分のことである。

### (2) 懲戒処分 (令和5年度)

免職	停職	減給	戒告
0件	0件	0件	0件

※懲戒処分とは、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない行為があった場合に、その道義的責任を問い、職務遂行における秩序維持を図る制裁的処分のことである。

## 1.3 職員のサービスの状況について

(令和5年度)

営利企業等の従事許可件数
26件

※職員は、営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等ができないが、任命権者の許可を受けることで従事することができる。

## 1.4 職員の退職管理について

平成28年度から規則を制定しています。

## 15 職員の研修について

(令和5年度)

区 分	受講者数
新規採用職員研修	23人
新任課長・新任係長研修	13人
人事考課者研修	42人
課長補佐・係長級職員研修	17人
主任主査級職員研修	6人
主査級職員研修	15人
主任級職員研修	19人
主事級職員研修	17人
入庁3年目職員研修	15人
メンタルヘルス・ハラスメント防止研修	21人
メンター育成研修	20人
定年延長者研修	21人
市町村研修センターが実施する各種研修	191人
派遣研修（全国市町村国際文化研修所、市町村職員中央研修所）	27人
自己啓発としての自主的な研修活動	20人

## 16 職員の福祉及び利益の保護について

### (1) 公務災害認定件数 (令和5年度)

公務災害	通勤災害
7件	0件

### (2) 健康診断受診者数 (令和5年度)

区 分	受診者数
入院ドック	0
半日ドック	390
年代別検診	53
一般検診	96
その他	2

## 17 公益通報制度の運営状況について

### 公益通報制度の状況 (令和5年度)

通報・相談件数	主な内容
0件	—

※公益通報制度とは、市職員の職務に係る法令や倫理の違反について、内部職員（臨時職員等を含む）からの通報や相談を受け付ける制度のことである。

## 18 公平委員会からの報告事項

### (1) 措置要求及び不服申立ての状況

(令和5年度)

区分		前年度未 処理件数	措置要求 及び申し 立て件数	処理件数	今年度未 処理件数
措置要求	給与	0	0	0	0
	勤務時間・休暇	0	0	0	0
	その他の勤務条件	0	0	0	0
不服申立て	分限処分	0	0	0	0
	懲戒処分	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0

※上記の状況は、地方公務員法第58条の2第2項の規定に基づき、可茂広域公平委員会から市長に報告されます。